

産業競争力強化法等の一部を改正する等 の法律案の概要

2021年3月

中小企業庁

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案の概要

背景

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、我が国経済は戦後最大の落ち込みを記録、危機に直面。他方、古い経済社会システムから脱却し、「新たな日常」への構造変化を図るチャンス。

法案の概要

- 「新たな日常」に向けた取組を先取りし、長期視点に立った企業の変革を後押しするため、ポストコロナにおける成長の源泉となる①「グリーン社会」への転換、②「デジタル化」への対応、③「新たな日常」に向けた事業再構築、④中小企業の足腰強化等を促進するための措置を講じる。

1 「グリーン社会」への転換

- カーボンニュートラル実現に向けた事業者の計画を主務大臣が認定し以下を措置
- ① 設備投資促進税制(税額控除10%等)
 - A) 脱炭素化効果が高い製品の生産設備
 - B) 生産工程等の脱炭素化を進める設備
- ② 金融支援 (最大0.2%の利子補給等)

2 「デジタル化」への対応

- デジタル技術を活用した全社レベルのビジネスモデルの変革(DX)の計画を主務大臣が認定し以下を措置
- ① DX投資促進税制(クラウド技術を活用したデジタル関連投資に対して税額控除5%等)
- ② 財政投融資を原資とした低利融資

4 中小企業の足腰の強化

- 中堅企業へ成長し、海外で競争できる企業を育成するため、以下の措置を講じる
- 1. 規模拡大を通じた労働生産性の向上
 - ① 中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群への支援施策の対象拡大
 - ② 中小企業経営資源集約化(M&A)税制
 - ③ 集約化手続の短縮(所在不明株の買取)
- 2. 大企業と中小企業との取引の適正化
 - ① 下請振興法の対象取引類型の拡大
- 3. 中小企業の事業継続力の強化に取り組む中堅企業を金融支援の対象に追加

3 「新たな日常」に向けた事業再構築

- 「新たな日常」に向けた事業再構築の計画を主務大臣が認定し以下を措置
- ① 赤字であってもカーボンニュートラル、DX、事業再構築等に取り組む企業に対する繰越欠損金の控除上限の引上げ (中堅・大企業に最大5年間にわたり現行の50%から最大100%に引上げ)
※中小企業は現行でも100%
- ② 財政投融資を原資とした低利融資

5 「新たな日常」に向けた事業環境の整備

- | | | | |
|----------------------------------|--|-------------------------------|--|
| 1. 規制改革の推進 | 2. ベンチャー企業の成長支援 | 3. 事業再編の推進 | 4. 事業再生の円滑化 |
| ① バーチャルオンリー株主総会の実現 | ① ディープテックベンチャーへの民間融資に対する債務保証制度 | ① 株式対価M&Aの株式譲渡益の課税繰延の事前認定の不要化 | ① 事業再生ADR (私的整理) から簡易再生手続 (法的整理) への移行等の円滑化 |
| ② 規制のサンドボックスの恒久化*1 (生産性特措法からの移管) | ② 国内ファンド (LPS) による海外投資拡大 (現行の海外投資50%規制の適用除外) | ② 株式対価M&Aにおける株式買取請求の適用除外 | |
| ③ 債権譲渡における第三者対抗要件の特例 (民法等の特例) | | | |

※産業競争力強化法及び中小企業関連法を束ねて改正法案を提出予定。併せて、生産性向上特別措置法は廃止

*1:新しい技術やビジネスモデルの実施が現行規制との関係で困難である場合に、これらの社会実装に向け、事業者の申請に基づき所管官庁の認定を受けた実証を行い、実証の成果を用いて規制の見直しに繋げていく制度

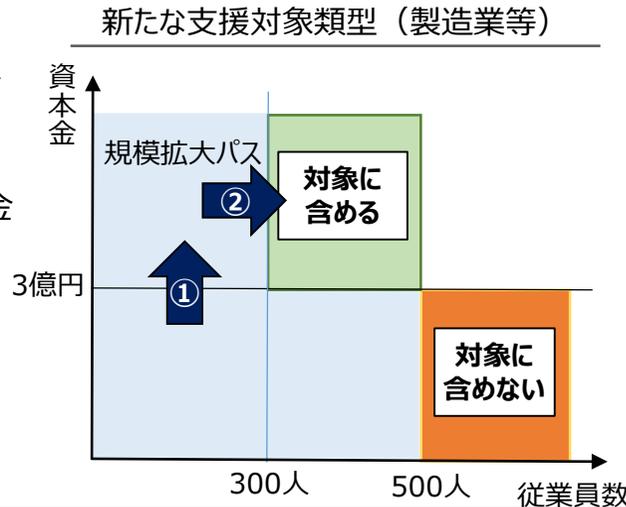
④ 中小企業の足腰の強化

- 足下のコロナ対策に全力を尽くすとともに、ポストコロナを見据え、長期視点に立った事業の再構築も必要。中小企業については、**経営基盤を強化することで、中堅企業へ成長し、海外で競争できる企業を増やす**ことが重要。
- そのため、**規模拡大を通じた労働生産性の向上を促進**するとともに、事業活動に不可欠な基盤の整備の観点から、**事業継続力強化や取引適正化を推進**し、中小企業の足腰の強化を図る。
- 持続化補助金により、地域を支える**小規模事業者の持続的発展**を後押し。 **(19年度補正・20年度補正で5.8万社支援)**

1. 中堅企業への成長促進【経営強化法、地域未来法、中小機構法】

- 中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群に、支援施策の対象を拡大。
- 規模拡大に資する支援策※については、資本金によらない新たな支援対象類型を創設し、規模拡大パスに位置する企業群を含める。
※計画認定に紐づく金融支援、一定の補助金（コロナ対応の支援策等の対象は変更しない）

| 業種 | 従業員 |
|-------|--------|
| 製造業等 | 500人以下 |
| 卸売業 | 400人以下 |
| サービス業 | 300人以下 |
| 小売業 | |



2. 経営資源集約化の促進

【経営強化法、経営承継円滑化法】

- 計画の認定を受けて経営資源集約化に取り組む事業者への支援を追加。（税制を措置）
- 集約化手続（所在不明株の買取）を5年から1年に短縮。

M & Aを通じた
規模拡大の促進

3. 事業継続力の強化【経営強化法】

- 中堅企業と中小企業の連携による事業継続力強化を促進。
（中堅企業向けにも支援を措置）
- 中小企業に対するハザードマップの周知を促進。

事業活動に不可欠な
基盤の整備

4. 大企業と中小企業との取引の適正化【下請振興法】

- 下請振興法における対象取引類型を拡大。
〔例.スポーツジムとフリーランスであるインストラクターとの取引
ホテル運営会社と客室清掃業者との取引 等〕
- 国による調査の規定を創設。発注書面の交付を促進。
- 中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者の認定制度を創設。

スケジュール

公布の日から1月以内 ・ 中小機構の助成業務の拡大

公布の日から3月以内 ・ 公布の日から1月以内、2021年6月5日又は公布の日のいずれか遅い日、公布の日から1年以内以外のもの全て（原則）

公布の日から1年以内 ・ 支援対象の見直しに伴う公庫法の特例措置
・ 中小企業と連携して事業継続力強化に取り組む中堅企業に対する公庫法の特例措置

※ 新たな支援対象類型の対象に含めない企業群については、一定の猶予期間を設ける（2023年3月末まで対象とする）。

※ 先端設備等導入計画（固定資産税軽減）の移管に係る施行日は、2021年6月5日又は公布の日のいずれか遅い日。

次回総会でご審議いただきたい事項について

- 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案の施行に向け、関連する政省令告示の整備が必要。
- 次回総会において、政省令告示の改正内容について御審議いただきたい。

<次回総会でご審議いただきたい事項>

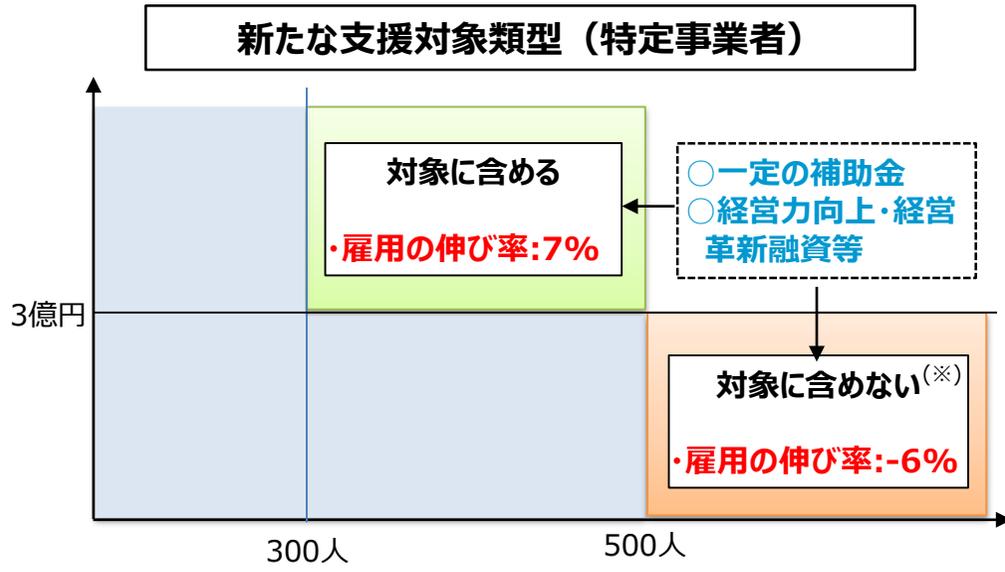
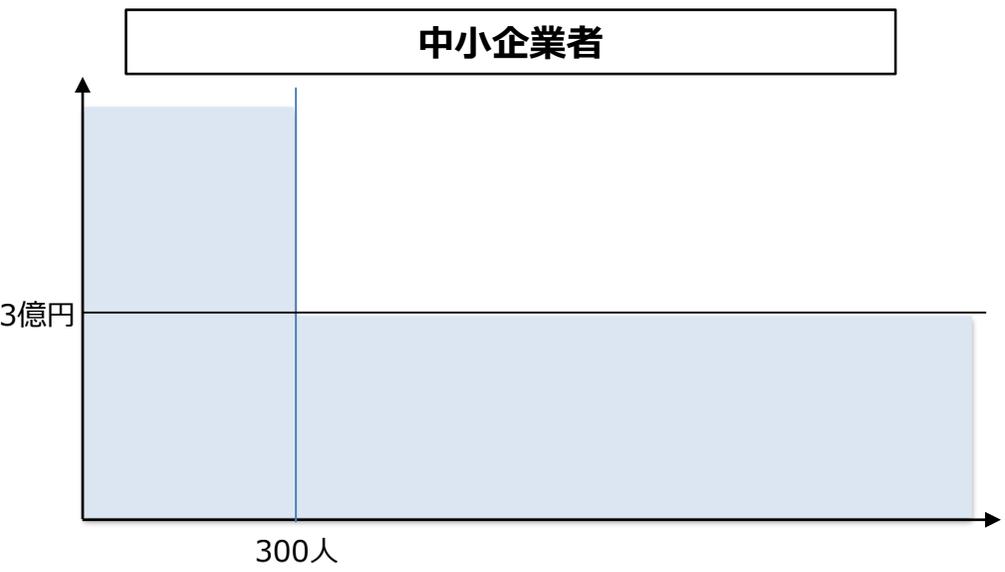
| | 該当法令 | 主な改正内容 |
|-----|-------------------|---|
| 政令 | 経営強化法関係 | <ul style="list-style-type: none"> ● 新たな支援対象類型（特定事業者）の創設に伴う政令指定業種の従業員基準の設定 ※「中小企業者」における政令指定業種は、ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業 |
| 省令 | 経営強化法関係 | <ul style="list-style-type: none"> ● 「中小企業者(等)」を「特定事業者(等)」へ改正 ● 経営資源集約化税制を受けるために必要となる「事業承継等事前調査（デューデリジェンス）」に係る記載欄の追加 |
| | 下請振興法関係 | <ul style="list-style-type: none"> ● 下請中小企業取引機会創出事業者の認定基準の創設 |
| 告示 | 基本方針（※1） | <ul style="list-style-type: none"> ● 「中小企業者(等)」を「特定事業者(等)」へ改正 ● 先端設備等導入計画に関する規定（「中小企業者の先端設備等の導入の促進に関する指針」）を生産性向上特別措置法から移管 |
| | 創業指針（※2） | <ul style="list-style-type: none"> ● 産業競争力強化法の項ずれに伴う改正 |
| その他 | 例. 経営革新計画、経営力向上計画 | <ul style="list-style-type: none"> ● 経営課題やプライオリティを明確化した具体的な経営戦略と位置づけられるよう、計画の記載事項を見直し（省令の様式・基本方針の改正） |

※1 中小企業等経営強化法第2条第3項に基づき、中小企業政策審議会への諮問が必要

※2 産業競争力強化法第126条第4項に基づき、中小企業政策審議会諮問が必要

【参考資料】1. 中堅企業への成長促進（「中小企業等経営強化法」、「地域未来法」、「中小機構法」改正）

- **規模拡大に資する法律**（①中小企業等経営強化法のうち「経営力向上計画」・「経営革新計画」、②地域未来法の「地域経済牽引事業計画」） **については、新たな支援対象類型を創設。** 中小機構による助成業務の対象を拡大。
- 併せて、一定の補助金、金融支援（「計画」に紐付く日本公庫の低利融資、信用保証等）の対象を見直す。
- 具体的には、現行の中小企業の範囲を前提に、**規模拡大パスに位置する企業群を対象に含める。** なお、**対象に含めない企業群については、一定の猶予期間を設ける（2023年3月末まで対象とする）。**



| 業種 | 中小企業者(いずれかを満たす) | |
|-------|-----------------|--------|
| | 資本金額 | 従業員数 |
| 製造業等 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |

| 業種 | 従業員 |
|-------|--------|
| 製造業等 | 500人以下 |
| 卸売業 | 400人以下 |
| サービス業 | 300人以下 |
| 小売業 | |

(※)一般的な規模拡大パスから外れており、経営基盤が比較的安定している。

(注)雇用の伸び率:2012年と2016年の比較(平成24年・28年経済センサス-活動調査 再編加工)

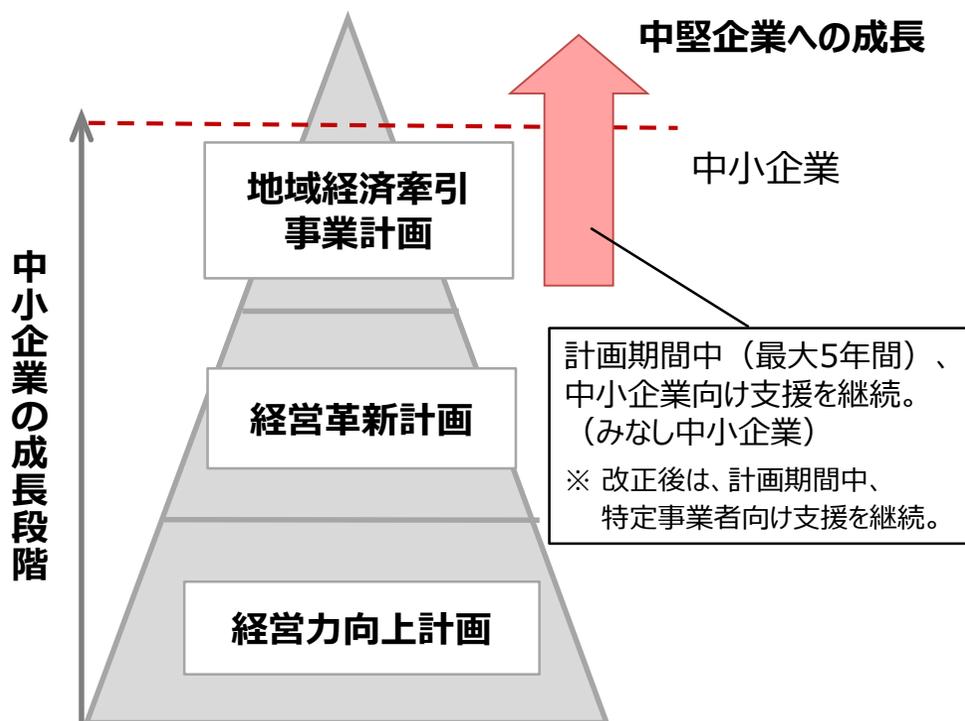
【参考資料】1. 新たな支援対象類型を設ける法律・計画

実行計画（2020年12月1日 成長戦略会議）

- **2021年の通常国会において、一定の補助金や金融支援について、中小企業だけでなく中堅企業への成長途上にある企業を支援対象に追加する法改正を検討する。**例えば、**製造業等**（現行、資本金3億円以下又は従業員数300人以下が中小企業）、**卸売業**（現行、資本金1億円以下又は従業員数100人以下が中小企業）、**サービス業**（現行、資本金5,000万円以下又は従業員数100人以下が中小企業）、**小売業**（現行、資本金5,000万円以下又は従業員数50人以下が中小企業）について、**資本金基準によらない支援策を設けることができるよう検討する。**

中小企業の規模拡大を支援する仕組み

（前国会の「成長促進法」で類似の計画制度を統合し、成長段階に応じて、下記3計画に再整理）



地域経済牽引事業計画（地域未来法）

- 19年度：800件
- 目標：地域の特性を活かした高い付加価値の創出・地域への経済的効果
（例：最大5年間で3,000～5,000万円程度の付加価値創出）

経営革新計画（中小企業等経営強化法）

- 19年度：4,284件
- 目標：新事業活動により「経営の相当程度の向上」
（例：5年間で付加価値を15%以上向上）

経営力向上計画（中小企業等経営強化法）

- 19年度：18,639件
- 目標：経営の向上
（例：計画期間5年間で生産性を2%向上）

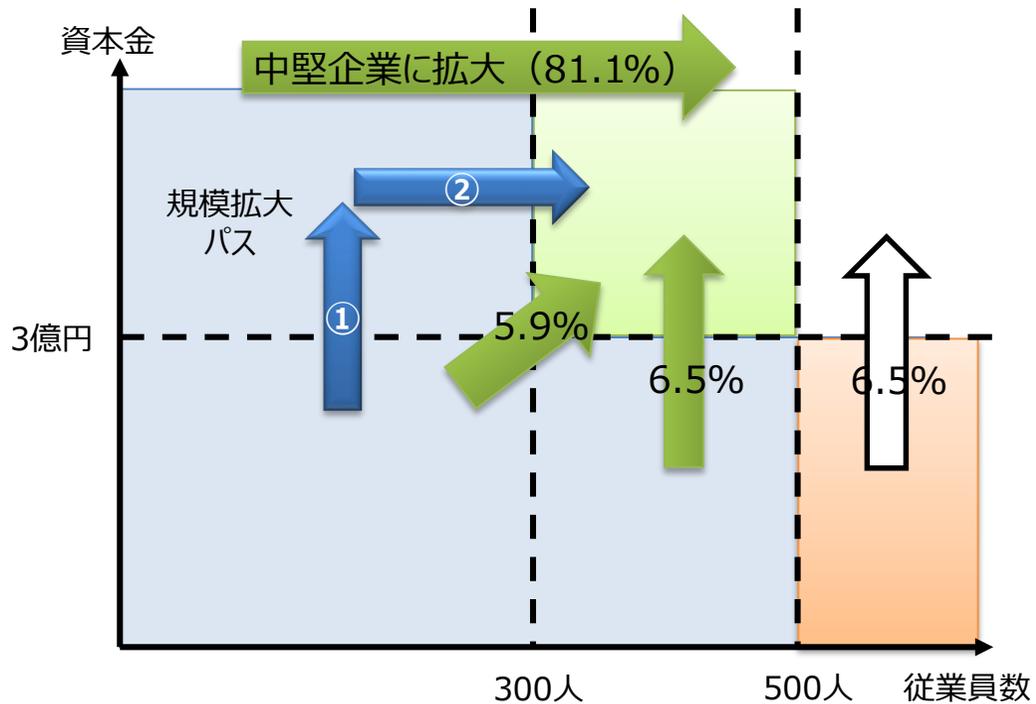
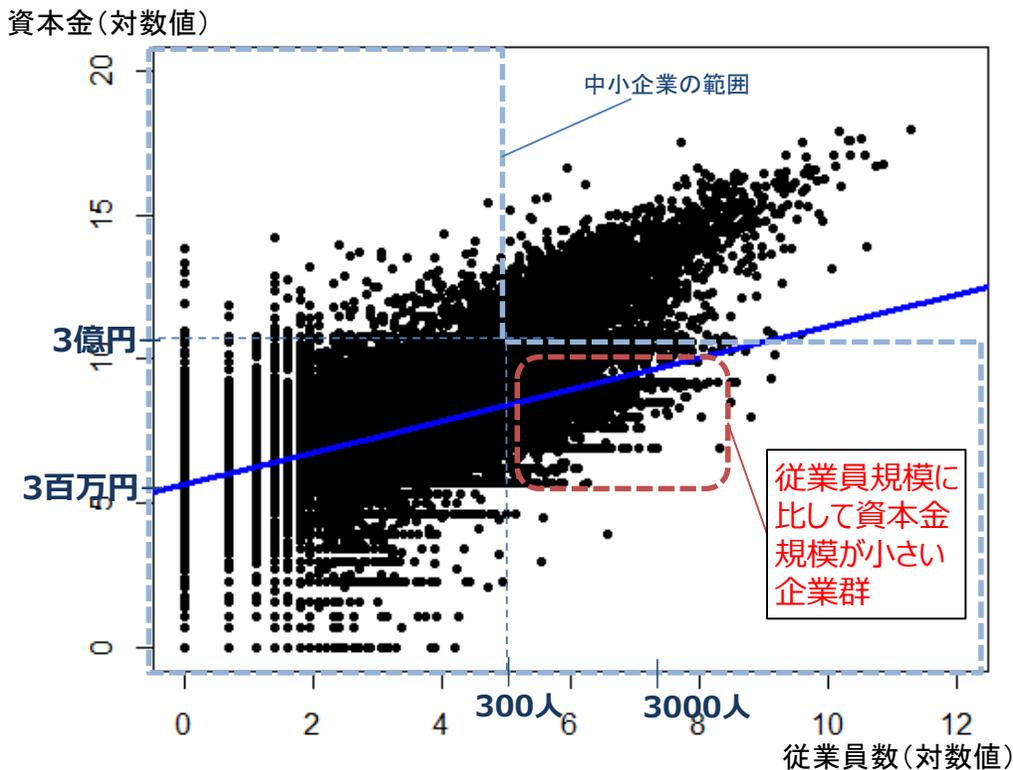
【参考資料】1. 中小企業の中堅企業への規模拡大パス

- 事業規模が拡大すると、資本金と従業員数が共に拡大するのが自然。しかしながら、**従業員規模が大きくても、資本金が非常に小さい企業**が存在。
- 規模拡大促進策**については、拡大パスに位置する企業群を重点的に支援するため、**資本金基準に依らずに従業員基準で対象を画する。**

- 中堅企業への**規模拡大パス**の基本は、**①資本金を増加させつつ事業を拡大**、その上で、**②従業員を増加**させ、中小企業を「卒業」。
 - 「**特定事業者**」の仕組みにより、実際に**中堅企業に拡大した事業者の94～98%をカバー**。
- ※製造業等:94%、サービス業:95%、卸売業:98%、小売業:98%

資本金・従業員数の分布（2016年、製造業）

中小企業の規模拡大パス（製造業等）



(資料)平成28年経済センサス-活動調査 再編加工

※規模拡大パス:2005~2017年にかけて中堅企業に拡大した企業(38社)のパス[企業活動基本調査]
 ※中堅企業に拡大:2011~13年に中堅企業に拡大した企業(製造業等、185社)[東京商工リサーチデータベース]

【参考資料】 2. 経営資源集約化の促進（「中小企業等経営強化法」、「経営承継円滑化法」改正）

○ **経営資源の集約化（M&A）を通じた規模拡大等による生産性向上を進めるため、経営力向上計画の任意的記載事項に、譲り受けようとする企業の財務状況等に関するデューデリジェンスを追加。**当該事項を記載した計画の認定を受けた中小企業者が、M&Aを実施した場合に下記の税制措置を活用できる仕組みを創設。

① **M&Aの効果を高める設備投資減税** ② **雇用確保を促す税制** ③ **準備金の積立（リスクの軽減）**

○ さらに、株主の所在不明により事業承継（M&Aを含む）が困難となっている旨の認定を受けた中小企業者について、**会社法の特例として、所在不明株主からの株式買取等手続きに必要な期間を5年（※）から1年に短縮。**

※①会社から株主への通知等が5年以上継続して到達せず、5年間継続して配当を受領しなかった場合に、②異議申立（3月以上）の公告と所在不明株主等への催告を行った上で、会社による買取が可能。

経営資源集約化を促進する税制の概要

① M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の**10%を税額控除** 又は **全額即時償却**。

※資本金3000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

② 雇用確保を促す税制

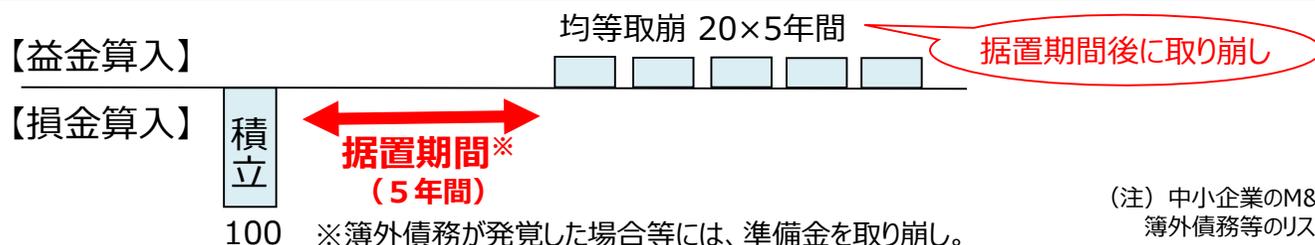
M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等支給総額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等支給総額の増加額の25%を税額控除**。

（1.5%以上の引上げは15%の税額控除）

③ 準備金の積立（リスクの軽減）

M&A実施後に発生し得るリスク（簿外債務等）に備えるため、据置期間付（5年間）の準備金を措置。

M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入**



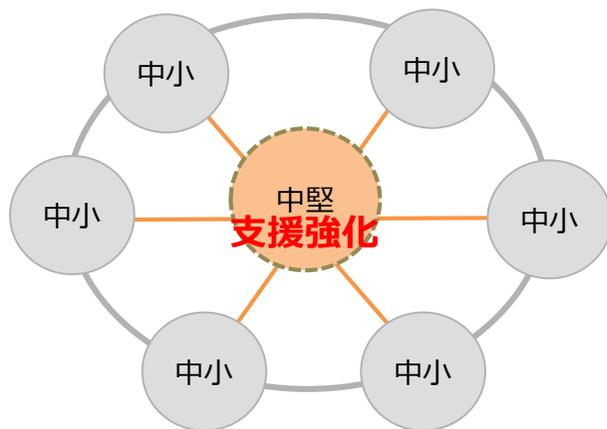
（注）中小企業のM&Aには、大別して「株式譲渡」と「事業譲渡」のケースがあるが、簿外債務等のリスクをヘッジできない「株式譲渡」について、準備金制度を措置。

【参考資料】 3. 事業継続力の強化（「中小企業等経営強化法」改正）

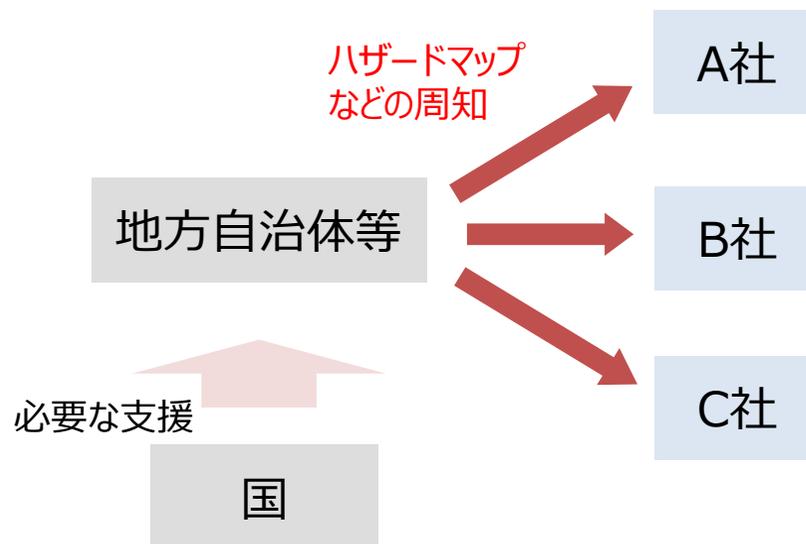
- サプライチェーンの中核を担っている**中堅企業と中小企業による「連携事業継続力強化計画」の策定を促進するため、計画に位置づけられた中堅企業を対象とした信用保険法及び公庫法の特例を措置する。**
- 発生が想定される自然災害等について、中小企業に向けた**地方自治体等による周知を促す規定を措置**。これにより、**ハザードマップを周知して、保険加入など事前の備えを促す。**

中堅企業を中心とした 連携事業継続力強化

- 「連携事業継続力強化計画」に位置づけられた中堅企業が、被災後に必要な資金について以下を措置
- ① 信用保険法の対象化
 - ② 日本公庫による融資の対象化



地方自治体等による周知の仕組み



【参考資料】 4. 取引適正化に向けた対応の強化（「下請中小企業振興法」改正）

○取引適正化に向けた対応を強化し、大企業と中小企業が「共存共栄」の関係を構築するため、以下の措置を講じる。

① **他者に提供するサービスを構成するサービスの委託等**を対象とする

（例）スポーツジムの運営者が、ジムでスタジオプログラムのレッスンをフリーランスであるインストラクターに委託する場合など

② 『振興基準』（望ましい取引慣行）の記載事項の例示として、**親事業者の発注書面の交付**を明記

③ 下請中小企業の振興のため、国による振興基準に定める事項に関する**調査に係る規定**を設ける
（**下請Gメンの調査に法的位置づけを付与**）

④ 発注者と下請中小企業との間に入り、**中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者の認定**制度を創設

① 対象取引の拡大（役務の場合）

現行の対象範囲

（他者に提供する**役務の全部又は一部を委託**）

顧客（事業者、消費者）
（例：ビル所有者）

役務提供
（例：ビルメンサービス）

親事業者
（例：ビルメンテナンス業者）

ビルメンサービスの**一部**である清掃サービス（顧客から依頼されたサービス自体の一部）

委託 ↓ | 納入

下請事業者
（例：清掃業者）

対象に追加

（他者に提供する**役務を構成する行為を委託**）

顧客（事業者、消費者）
（例：宿泊者）

役務提供
（例：宿泊サービス）

親事業者
（例：ホテル運営会社）

客室清掃サービス（宿泊サービスの**構成要素**だが、顧客から客室清掃自体を依頼されたわけではない）

委託 ↓ | 納入

下請事業者
（例：清掃業者）

引き続き対象外

（他者に提供しない**役務の全部又は一部を委託**）

顧客（事業者、消費者）

他者への役務提供と無関係

親事業者
（例：工場）

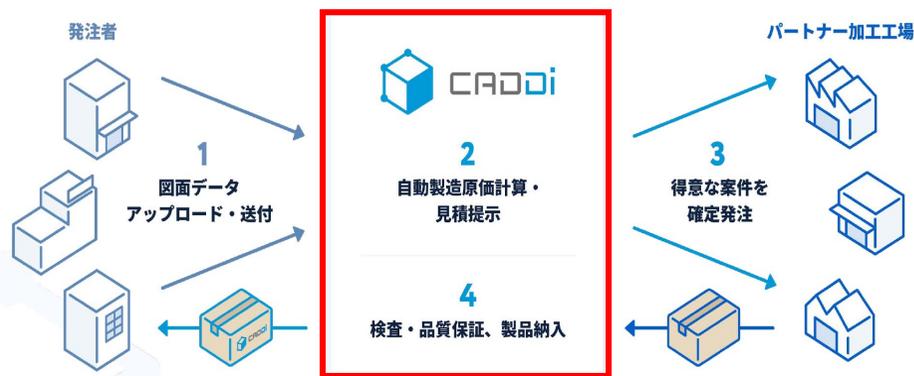
自社工場の清掃を委託

委託 ↓ | 納入

下請事業者
（例：清掃業者）

④ 下請中小企業の利益確保に資する事業を行う事業者の例

<受発注プラットフォームであり受託製造メーカーとしてのCADDi>



※ マッチング・仲介のみを行うのではなく、発注者から委託された取引を適切な下請中小企業に再委託するとともに、当該委託及び再委託の工程を管理すること等により下請中小企業の取引機会を創出する事業を行う事業者を認定

【参考資料】地域社会と雇用を支える小規模事業者の持続的発展支援

○**持続化補助金を含む生産性革命推進事業**（19年度補正～20年度補正：**総額7,600億円**※3次補正予算を含む）により、コロナ禍で変化に対応すべく新たな取組に挑戦する小規模事業者等を強力に支援。

○併せて、「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業」（21年度予算案：10.8億円）により、小規模事業者の販路開拓や生産性向上の取組等を地方公共団体が支援する際、その経費の一部を支援。

持続化補助金を活用した取組例

テイクアウト販売・感染症対策の強化 コトブキッチン(福岡県北九州市)

周辺企業の会社員等をターゲットにした
オーガニックワインと洋風惣菜の居酒屋



《コロナへの対策》

- ・「**真空包装機**」を導入し、細菌混入のリスクが少なく日持ちのするテイクアウトの惣菜メニューを増やす
- ・客との接触機会を減らすため、冷蔵ショーケースを導入

《今後の展開》

- ・惣菜メニュー数を増やし、「昼営業・惣菜テイクアウトの店」を定着させ、営業時間短縮要請に負けない店舗運営を行う

車への冷蔵設備導入で配送サービスの本格事業化と 新規顧客開拓 株式会社八百正（愛知県知多郡）

3代にわたり地元に着した
青果業者



《コロナへの対策》

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により販売機会の損失や仕入れロスが発生しており、新しい事業である**配送サービスや移動販売を強化**して店頭販売による売り上げ増加でカバーを目指す

《今後の展開》

- ・買い物難民となっている高齢者への対応を通じた地域経済への貢献
- ・温度管理を行った配送を行うことでのブランド力の向上